

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年1月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	熊本市
4. 届出番号	22
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=6106

執行機関名 熊本市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市営単独住宅(熊本市営住宅条例(平成9年条例第45号)第2条第8号の市営単独住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第13の項 市営単独住宅(熊本市営住宅条例(平成9年条例第45号)第2条第8号の市営単独住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第1条	熊本市営住宅条例(平成9年条例第45号)第2条及び第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、<u>国民生活の安定と社会福祉の増進</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市営住宅 市が低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、次に掲げるもの</p> <p>ア 市が建設、買取り又は借上げをしたもので、法の規定による国の補助に係るもの</p> <p>イ 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づく特定優良賃貸住宅として建設し、その後特定優良賃貸住宅としての用途を廃止したもの</p> <p>(2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。</p> <p>(4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。</p> <p>(5) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。</p> <p>(6) 市営改良住宅 市が改良法の規定により国の補助を受けて建設を行う住宅及びその附帯施設その他これに類する住宅及びその附帯施設で、市長が定めるものをいう。</p> <p>(7) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。</p> <p>(8) 市営単独住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、<u>低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設</u>で、第1号及び第6号に掲げる施設並びに熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)に規定する小集落改良住宅以外のものをいう</p> <p>第3条 市は、<u>住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために</u>市営</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>熊本市営住宅条例(平成9年条例第45号) 熊本市営住宅家賃・敷金の減免及び徴収猶予事務取扱要綱 公営住宅法施行令</p>